

令和4年度第2回 船橋市介護保険事業運営協議会

日時：令和4年10月27日（木）午後1時30分～2時00分

場所：市役所本庁舎9階 第1会議室

出席者

（委員） 寺田俊昌委員（会長）、杉山宏之委員、吉田幸一郎委員、田辺美智子委員、
若生美知子委員、野々下次郎委員、藤本千恵子委員、乾麻由美委員、
宮津隆久委員、古山聡子委員、

欠席者 藤野達也委員、齋藤吉宏委員、赤岩けさ子委員、高橋強委員、畔上加代子委員、
佐藤博巳委員、根本明子委員、長島孝委員

1. 開会

2. 議題

- (1) 高齢者生活実態調査について（報告事項）
- (2) 苦情・相談状況について（報告事項）
- (3) その他

3. 閉会

議事

○事務局

定刻より少し早いのですが、ただ今より「令和4年度第2回船橋市介護保険事業運営協議会」を開催いたします。本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。司会を務めます介護保険課の櫻井と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、藤野委員、齋藤委員、赤岩委員、高橋委員、畔上委員、佐藤委員、根本委員、長島委員から欠席の連絡をいただいております。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。本日、座席表を机の上に置かせていただいております。そのほか、事前に郵送させていただきました資料として、次第と委員名簿、資料の右上に付番しております

資料1-1、令和4年度高齢者生活実態調査の実施について

資料1-2、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票(国)、

資料1-3、在宅介護実態調査票(国)

資料2、令和3年度 介護保険に関する苦情・相談受付状況、がございます。資料に不足がございましたら、事務局までお声かけいただければと思いますが、不足はございませんでしょうか。

なお、本日の会議時間は1時間を予定しております。議事進行に御協力をよろしくお願いたします。

次に、会議の公開について御説明させていただきます。船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき、本日の議題には不開示情報は含まれておりませんので、会議は公開となります。また、会議概要及び会議録は、市ホームページ及び市役所11階の行政資料室にて公開することとなっております。

なお、本日は傍聴希望者がおりませんのでよろしくお願いたします。

それでは、会長、議事進行をよろしくお願いたします。

○寺田会長

それでは、これより次第の議題に沿って議事を始めます。報告事項(1)高齢者生活実態調査の実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局より報告事項(1)高齢者生活実態調査の実施について、御報告申し上げます。右上に資料番号を記載しております。資料1-1の1ページを御覧ください。

介護保険事業計画は3年に1度策定するものとされており、令和5年度に策定、令和6年度から開始する第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に向けて、今年度、高齢者・要介護者などの実態を把握するため、高齢者生活実態調査を実施いたします。

現在の介護保険事業計画においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築とともに、保険者機能の強化、認知症対策の総合的な推進、介護を担う人材の育成確保など、庁内の関係各課において、様々な取組を進めております。

そして、次期の計画における、より具体的な施策の展開に向けた調査を実施するために、

現在、調査の設問内容を庁内の関係各課にて精査しているところでございます。それでは、調査概要の説明をいたします。

まず、この資料1-1の3ページを御覧ください。本市が市民を対象として実施する調査は、4つございます。①高齢者基本調査、②要介護高齢者調査、③ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査、④若年調査、以上4調査を合計1万5千人の方に対して実施いたします。

それでは、この資料の1ページにお戻りください。(2)調査項目について、これらの調査は、国が全国の自治体に対して調査票を示しており、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の調査項目をベースとしております。そして、介護保険事業計画における各施策を実施するに当たって、庁内の関係各課において精査をした上で、船橋市独自の設問を付加して実施する予定でございます。

それでは2ページを御覧ください。国が示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について御説明いたします。実際に示されている調査票は、資料1-2でお配りしている調査票です。御覧ください。国からは3ページの間1から14ページの間8まで示されております。これらの設問のうち、網掛けされていない設問は必須で聞くべき項目となっており、それ以外は、各自治体で自由に選べるオプション項目となっております。

それでは、資料1-1の説明に戻ります。この調査は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用して地域の抱える課題を特定すること、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用することを想定しております。この調査は、要介護1~5以外の高齢者の方を対象としていて、設問内容は、運動器の機能低下や低栄養の傾向について、また、主観的幸福感や認知症に係る相談窓口の認知度など様々なものとなっております。

続きまして、国が示す在宅介護実態調査について御説明いたします。実際に示されている調査票は資料1-3でお配りしている調査票です。御覧ください。国からは1~3ページまで、こちらは調査対象者本人にお伺いする14項目のA票、そして4~6ページまで主な介護者の方にお伺いする10項目のB票が示されております。なお、設問の横に星印がついているものはオプション項目となっております。

それでは、資料1-1の説明に戻ります。この調査は、要介護者の在宅生活の継続と介護者の就労の継続の2つの基本的な視点に基づいて、65歳以上で要介護認定を受けていて在宅で介護サービスを利用されている、高齢者及びその介護者を対象として行う調査です。調

査内容としては、施設等への入所や入居の検討状況・在宅生活の継続に向けて介護者が不安に感じる事、介護者の就労継続の可否に係る意識などとなっております。

このように、2つの国が示す調査をベースとして、船橋市独自の設問を加えて、4つの市民向けの調査を実施する予定でございます。船橋市独自の設問については、現在、庁内の関係各課において精査しているところです。参考に、前回調査を行った際の独自設問を資料の下段に記載しておりますので御確認ください。

それでは、この資料1-1の3ページを御覧ください。調査対象者などについて記載しておりますので御説明いたします。初めに、①高齢者基本調査は、65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者5,000人を対象に実施いたします。要介護認定を受けていない高齢者の実態や潜在的なニーズを把握します。

続いて、②要介護高齢者調査は、65歳以上の要介護認定をお持ちの高齢者4,000人を対象に実施いたします。市が保有する要介護認定データと組み合わせることによって、介護者の就労継続や在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握いたします。

続きまして、③ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査は、65歳以上のひとり暮らし高齢者もしくは高齢者のみ世帯の高齢者5,000人を対象に実施いたします。ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の実態、潜在的なニーズを把握するとともに、検証においては①の高齢者基本調査との比較を行います。

最後に、④若年調査は、40～64歳の方1,000人を対象に行います。この調査は、第2号被保険者の方を対象としております。高齢者施策や介護保険制度への理解度の把握を行います。

これら以上4つの調査について、共通して対象者は無作為抽出するものであって、調査方法は郵送で配付し、郵送で回収する予定でございます。

それでは、最後に調査のスケジュールについて御説明いたします。調査スケジュールは、来月11月までに調査票を確定しまして、12月に調査票の発送・回収を行います。その後、調査票集計や報告書のデータ作成を行いまして、来年5月までには結果の分析や検証、そして報告書の作成を終える予定となっております。

御説明しましたこれらの調査について、この後、御意見等ございましたら会議の中でお伺いいたしますが、会議を終えた後でも、調査票の確定までは少しお時間がございますので、目安として来週末11月4日ごろまでを目安として、もし御意見等ございましたら、別途事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

○寺田会長

ただ今の事務局からの説明を受けて御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。
何か御意見ございませんでしょうか。

○野々下委員

福祉サービス公社の野々下です。3年に1度ということで、前回は令和元年にされたと思うのですが、今回の調査と令和元年の調査、3ページの表の中の違いがあれば教えていただきたいと思います。

○事務局

事務局がお答えいたします。前回の調査は同じ4調査を実施いたしましたが、③ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査、こちらが前回から変更となっているところがございます。変更となっている箇所が、まず調査方法です。前回は訪問により直接御自宅にお伺いして聞き取り調査を行っておりました。対象者も訪問ということで、1,000名の方に調査を行っていたのですが、今回はひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査の対象者の人数を、調査の比較をするために①高齢者基本調査に合わせるという点と、コロナ下ということもあって訪問聞き取り調査は実際1時間以上要していたところがあり、コロナの関係もございまして、今回は訪問をやめるという2つの点から郵送調査5,000人とさせていただきます。以上です。

○野々下委員

了解しました。

○寺田会長

よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。
この対象はどのようなふうに出していますか。

○事務局

完全に無作為での抽出になります。例えば、高齢者基本調査ですと、65歳以上の方を抽

出して認定を受けている方を除いて、そこから完全に無作為に抽出いたします。

○寺田会長

完全にアットランダムなのですね。分かりました。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

御意見、御質問ないようなので、それでは本協議会として報告事項（１）高齢者生活実態調査について、報告を受けたものといたします。

それでは次に、報告事項（２）苦情・相談状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告事項（２）苦情・相談状況について、御報告いたします。資料の一番後ろについている資料２を御覧ください。こちらは令和３年度に市に寄せられました、介護保険に関する苦情・相談受付状況についてまとめております。

まず上の１．相談者・相談方法別についてですが、相談者は御家族からの相談というのが63件と最も多く、また、相談方法については、やはりお電話が137件と最も多い結果となりました。

次に、２．内容別についてですが、分類分けをしますと最も多かったのが、サービス内容についてが32件、次に多かったのが管理者・従事者について、24件となりました。こちらの割合については、昨年と大きな変わりはありません。

その他に分類されている43件についてですが、主なものを御説明いたしますと、新型コロナウイルス感染症に関するもの、ハラスメント、不適切ケア、損害などに関するものがございました。

最後、３番目ですけれども、苦情・相談に関する対応方法についてですが、相談者に直接説明・助言をしたものが108件と最も多く、全ての苦情・相談につきましては、対応済みとなっておりますことを御報告いたします。説明は以上です。

○寺田会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明を受けて、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

○古山委員

前回の会議の際に、質問させていただいた件で感じたことを述べさせていただきたいと思います。介護保険課の方から、状況に応じて居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへ御相談いただくようお願いいたしますと、的確なアドバイスをいただきました。要介護者ともども制度を分かっていなかったのもので、この御回答をいただきありがたかったです。気軽に相談できる窓口があれば、心丈夫だなと思いましたので、今後も窓口があるということも分かるようにしていただけたらよろしいかなと思いました。以上です。

○寺田会長

ありがとうございました。利用者の切実な声だと思えます。こういう窓口の市民に知らせる方法はあればあるほどいいと思えますので、この辺の御検討をまたしていただけるとありがたいと思えます。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、本協議会として報告事項（２）苦情・相談状況について説明を受けたものいたします。

最後に、その他で何かございますか。

○藤本委員

私は自治会で役員をしておりますけれども、御近所で要介護認定が1か月以上かかるという話をお聞きしているのですが、これは実際にそのくらいかかってしまうものなのでしょうか。切実にすぐに介護認定が欲しいという方も中にはいらっしゃるもので、その辺は1か月は確実にかかるということによろしいのですか。

○寺田会長

お願いします。

○事務局

では、私のほうから御説明させていただきます。通常1か月以上かかっているのが現状でございます。申請からお医者様の意見書、それから市の調査員が御自宅にお伺いして74項

目ある質問等をさせていただいて、日常生活でどういう状況かということ聞き取りした上で調査票を作り上げます。その調査票と合わせて、先ほど申しましたお医者様の意見書、これがそろって初めて介護保険の認定審査会にかけることができます。その調査と意見書、審査会と合わせまして、どうしても1か月以上かかっているのが現状でございます。

本来は法律的に30日以内に結果を出さないといけないということになっているのですが、現実的には30日は超えてしまっているという状況でございます。

○藤本委員

混んでいるからしばらくお待ちくださいみたいなお返事をいただいたようです。

○事務局

そうですね。30日以上かかる場合は、こちらのほうから延期通知ということで、もうしばらくお待ちくださいというお知らせをさせていただいております。

○藤本委員

ありがとうございます。

○寺田会長

医師会としてもなるべく早く通してあげたいとは思うのですが、介護認定審査会のドクターも一時不足しておりました。今は充足したのですが、あれは月に2回しか行われないので、その間に来たものがどうしてもたまってしまいます。これを毎週やるとなると、これもかなりの負担です。すみません。介護認定審査会審査員も今、人数は足りているのですが、やはりいろいろな諸事情で遅れてしまうことがあると思います。大変申し訳ないとは思いますが、御容赦願いたいと思います。

ほかに御意見、御質問がございますでしょうか。

よろしいですか。では事務局からお願いします。

○事務局

今ありました、要介護認定が出るまでにひと月ほどという質問に補足させていただきたいと思います。介護の認定が出る前にサービスを先に早く使いたいという方もいらっしゃる

るので、認定が出る前に暫定でサービスを利用できることもございますので、その場合は介護保険課のほうに御相談いただければと思います。以上になります。

○寺田会長

ありがとうございます。そういうことの周知もよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに、そのほか何かござひますでしょうか。

ないようですので、事務局から連絡事項等ござひましたらお願ひいたします。

○事務局

では事務局から連絡事項を申し上げます。会議の議事録について御報告いたします。議事録につきましては、事務局にて作成した上、皆様に確認をいただいた後、公開となりますのでよろしくお願ひいたします。

なお、次回の開催予定ですが、来年令和5年の7月頃の開催を予定しております。委員の皆様には日程が固まり次第、御連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上となります。

○寺田会長

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回介護保険事業運営協議会を終了とさせていただきます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。